

## 小森田秋夫 編『現代ロシア法』

佐藤 史人

1 本書は、我が国のロシア法研究者13人の共同執筆により刊行された、現行ロシア法を対象とするものとしては体制転換後初の概説書である。これまでも個別の領域では優れた研究書が刊行されてきたが、一冊でロシア法の現状を概観できるものは、本書をおいて他にない。ロシア法に関心を寄せる者にとって、新たなチャンネルが開かれたことを、心から歓迎したい。しかも、注目されるのは、本書が我が国のロシア法研究の成果をふんだんに盛り込みつつ、ロシア法の変容に潜む論理を捉えようとする極めてレベルの高い著作であるということである。そのことにより、初学者にとって難解な部分がないとは言えないが、本書をして、ロシア法に関心を寄せる初学者から専門家まで、それぞれの関心に応じて広く知見の得られる奥行き深いものとしている。

しかし同時に、まだロシア法研究の戸口に立つにすぎない評者にとり、このような労作を評することは荷が重い。しかし、本書はそのような読者をも対象にしていることを考えると、評者の意見を述べることも無意味ではないと思われる。そこで、以下では非力を顧みず、まず本書の内容を紹介し、つづいてソ連崩壊を所与の前提としてロシア法研究を志した世代の視点から若干のコメントを試みたい。

2 本書でまず注目されるのが、その構成である。本書は1章で、ソビエト法を「生産圏、生活圏、市民的公共圏、国家的公共圏」という4つの領域に分けて検討し、2章で体制転換におけるその変容をフォローしている。それを受け、3章以下で実際に現代ロシア法が検討されるのだが、ここでは、法律ごとの章立てではなく、「第1章の構成を念頭におきつつ」、社会構造に基づく分類を試みている。ここで注目されるのが、本書の「あとがき」である。ここでは、本書の先行書として藤田勇『概説 ソビエト法』（東京大学出版会、1986年）を挙げ、また、本書の編者も、1章の脚注において、1章の構成がこの藤田氏の方法から示唆を得たものだとして述べている。このように、本書の構成には我が国のこれまでのソビエト法研究の成果が生かされているが、そのことによって、本書は複雑な展開を見せるロシア法を動的に捉えることにはかなりの程度成功するとともに、ロシア法の概説書にふさわしい独自性を獲得できたように思われる。

次に、具体的内容に移ろう。本書は、まず序章において、ロシア法の史的展開を概観し、それをふまえ、1章で社会主義期のソビエト法を検討する。同章はソビエト法における法部門間の「有機的関連」を捉えるとの問題意識から、法システムを四つの領域に分けて検討するとともに、裁

判の対象領域の収縮など法領域を横断する問題をも取り上げ、「現代ロシア法」がどのような法システムから転換したのかを明らかにしている。

続く2章は、ペレストロイカ以後の法制度、法原理の転換とその論理を概観する。まず、ペレストロイカからプーチン政権へと至る法変動を簡潔に描き出した上で、現行93年憲法の概要を示し、さらに、そうした転換がいかなる論理を媒介に実現されたのかも、あわせて明らかにする。

3章以下は、具体的なロシア法の検討である。3章は、ロシアの統治機構を対象とし、まず法治国家の有り様を取り上げる。興味深いのは、ロシア大統領制を、フランス大統領制を目指しつつ、①脱ソビエト化に伴う議会実質化の理念と②現実の議会における野党の優位によって「それを徹底しえなかったケース」と位置づける点である。これは、大統領制の強さの一面的強調に反省を迫る重要な指摘と言えよう。続いて、大統領と政府、連邦議会等が論じられ、私有化過程が、大統領令を通じて進められたことなどが紹介される。また、連邦制を扱った節では、①強い連邦構成主体と②連邦優位の連邦制の構築という2側面を抱えた連邦制の展開がプーチン改革までを射程に論じられ、地方自治については地方自治概念の受容と脱ソビエト化に触れた後、現行制度の形成過程および問題点が検討されている。

続く4章は司法権を考察する。まずペレストロイカを端緒とする司法改革が論じられ、続いて、検察官制度と弁護士制度が扱われる。こうした裁判制度全体の概観をふまえ、3節以降で具体的な裁判手続が検討される。まず憲法裁判所の設置とその後の展開、現行制度とその活動が紹介される。つづいて、民事および刑事訴訟手続に関し、当事者主義の強化などペレストロイカ以降大幅な変貌を遂げるこの領域での制度変容の概要と問題点が、指摘される。5節は、民事責任と刑事責任を扱う。不法行為法については、その予防的機能と過失規定に関心が向けられ、ロシア不法行為法が被害者救済を重視していることを明らかにする。刑法においては、新刑法制定により罪刑法定主義などにつき重要な変化が見られる一方、各則では今日のロシアが抱える課題を色濃く反映しているという。

5章は、生産圏すなわち経済システムと法の相互関係を扱う。まず、所有権法の検討などを通じ、現代ロシアの市場主体が考察される(1節)。同節によれば、体制転換によりロシアでも私的所有が復活したものの、そこには依然としてロシア史を貫通した特質(「人」概念の未成熟)が見られ、そのことが、市場主体のあり方にも反映しているという。また、破産法制も、あわせて検討される。2節は、市場取引を規制する法を、契約自由の原則と消費者保護法を中心に検討し、3節では、現行憲法において「労働の自由」が認められたことの意味を読み解く中で、労働の領域での体制転換の意味が示され、その上で現行労働法制を概説する。4節は、土地の私有化過程と農業法制を扱い、5節は、経済システムの変容にとまない、犯罪の内容とそれを規制する法がどのように変化したのかを検討している。

6章は、生活圏を対象に、家族(1節)、住宅(2節)、社会保障(3節)を扱う。家族法制においては、ペレストロイカ以降、生産単位や消費単位としての家族の位置づけが高まったが、法制自体はソ連時代の枠組みをほぼ踏襲し変化は小さいという。住宅については私有化が推し進められ、「住宅=公共サービス料金」も居住者負担へと転換したが、私有化率は40%に留まり、市場を通じた住宅取得が可能な世帯も少ないなど多くの難題を抱えているとされる。社会保障の領域

でも、一定の前進が見られるものの、市場経済化により、失業や貧困など新たな要保障事故への対応を迫られている。また、財政難等により、社会保障制度の基本財源が国家予算中心から保険料中心へと転換した。財政難は、年金等の給付面にも現れているが、同節はその背景として、IMF等の国際金融機関の影響に注意を促している。

7章は、市民的公共圏を規制する法を対象とし、団体（1節）、宗教（2節）、情報・マスメディア（3、4節）等を取り上げる。この領域では、社会主義時代の負の遺産がある程度克服されたものの、依然として国家の統制を色濃く残しているようである。例えば、団体制度を検討する1節は、99年の社会団民法改正に際し、少なからぬ団体が国家への再登録を認められなかったことを紹介する。体制転換のもとで生じた精神的空白に対する宗教結社法の対応においても、現行法制のもとで、宗教的少数派が抑圧される反面、ロシア正教と国家との強い結びつきが生じているという。3節は、比較法的視点からマスメディア法制を検討するが、プーチン政権のメディア介入の背景として、現行法制が本格的な市場経済化以前に制定されたもので、新興財閥によるマスメディア支配に適切に対応できていない点に注意を促している。また、4節では、市民の情報権と国家機密が扱われる。

8章は、国籍（1節）、民族（2節）、移動の自由（3節）等を検討する。1節は、国籍概念の理解および国籍法制の有り様のうちに、ソビエト社会における国家と個人の関係が集約的に表現されていたとし、ペレストロイカ以降にそれが根底から覆されたと指摘する。転換の核心は90年国籍法改正にみられる「国籍の恣意的剥奪の禁止」であり、これが現行法まで引き継がれているという。2節は、民族の権利に関する分析である。同節は、ロシアが、民族的帰属表明の自由と帰属表明の強制からの自由を認めつつ、地域自治と文化自治の組み合わせによってこの問題に対処していることを紹介し、言語権、民族的文化自治の権利、少数民族の権利を検討する。3節は、移動の自由および出入国の自由を扱うが、この領域では、依然として連邦構成主体でそれを抑制する手続が設けられているなど、未だに問題を残しているという。

終章は、体制転換を経た今日におけるロシア法研究の魅力について、2筋の研究視角を提示しつつ、読者をロシア法研究へと誘っている。

3 さて、本書を通読すると、『概説ソビエト法』から本書に至る17年間のロシア法の急激な変化に改めて驚かざるを得ない。また、同時に思いを致さざるをえないのが、こうした変化の中でのロシア法研究の意義についてである。かつて比較法学会の場で、資本主義法と社会主義法の比較可能性を論じた報告者も、国家と「人権」を論じる前提として「資本主義から社会主義への体制移行」という命題を提示した報告者も、その関心を全く異にしたにもかかわらず<sup>(1)</sup>、ソビエト法研究を単なる一外国法研究ではないとする点でその認識は共通していたように思われる。そこには、社会構成体ないし体制の相違という問題があった。しかし、今日では状況は一変し、かつてのような意味でロシア法研究を語ることはできない。さしあたり、「ロシア法研究は普通の外国法研究になったのか」という問いに首肯するとしても、依然としてロシア法研究の持つ独自の意義ないし可能性があるのではないかとの点を、評者は問わずにはいられないのである。

ところで、本書を通して感じられるのは、本書が、執筆者ごとに各自の視角から、この問題へ

の解答を示そうとしているのではないか、ということである。

その例として、まず、日本法との一見ザッハリッヒな比較を通じ、ロシア法の持つ可能性を示そうとする本書の不法行為法および契約法に関する分析を挙げたい。それによれば、この領域でロシア民法は被害者保護や消費者保護に有利な制度を設け、契約法の製造物責任規定も近時のアメリカ法の動向と軌を一にしており、ロシア民法は現代的民法の「ひとつのモデル」たり得るといふ。こうした分析は外国法研究としてはオーソドックスなものと思われるが、ロシア法が我が国を含めた現代社会の抱える課題への一つの解答となりうることを、鮮やかに示している。また、刑事手続における被害者の広範な訴訟参加や、少数民族等に対する法的対応についても、この方法を通じた我が国への示唆は小さくないであろう。

上記の分析が、ロシア法の現代的特質から参照のための素材を引き出そうとするのに対し、法制度を歴史的に貫く文化的要素への注目から我が国へのインプリケーションを引き出そうとするのが、本書の所有権法に関する論考である。同論考は、近代西洋法にあっては、「私的なものへと原理的に一元化されかつ抽象化され」る所有権制度が、ロシアにあっては現在もなお抽象化されず、「所有権を現物に対する具体的な諸主体の事後的な支配とみる観念が支配している」として、体制転換によるロシア法の変容を安易に近代西洋法への転換と見る見解を戒めるとともに、そうした要素が現在の経済システムを深く彩っているとす。こうした指摘は、「輸入法学」をもって、法制度の構築を開始した我が国にとっても極めて示唆に富む。

また、ロシア法研究の魅力自体を、正面から論じた終章「ロシア法のすすめ」にも注目しておきたい。同章は、ロシア法研究における課題として、主として2つの視角を挙げている。評者にとって興味深いのが、同章が示唆する〈現代法からの視角〉とされるものである。これは20世紀の「現存した社会主義」の法現象のうちに体制の相違を超えた「現代」性を見出し、現代法分析の糧とする視角を指すものと思われるが、現代の法現象の解明にとって、動もすると振り返りに値しない過去とされがちな社会主義体制の分析が、依然としてアクチュアルなテーマであると主張している<sup>29</sup>。

このように本書は、ロシア法研究の意義を論証しようとするある種の「攻め」の姿勢を、多様な視角から打ち出しており、体制転換における対象の急激な変化を眼前に見つつ、ロシア法の研究に足を踏み出した評者のような後進にとっても、今後の研究の様々な可能性を示唆する点で大いに啓発されるものがある。このことは、本書の編者も「あとがき」で述べるように、統一的な研究視角が設定されなかったことの裏返しでもあるのだが、13人の執筆者により、本書でロシア法研究の多様なアプローチが示されたことは、それはそれで本書の魅力の一つとして評価できるのではないと思われる。

他方、「視角の統一」とも関連することだが、本書が必ずしもまとまった現代ロシア像を提示していないという点は、やや気になるところである。それは、別言すれば、現代ロシア社会像が「断片化」されているのではないかと、いうことを指す<sup>30</sup>。たしかに、本書では各章を通じてロシア社会の現状に触れることができ、例えば、5章の市場主体に関する考察、経済犯罪に関する考察等を参照すれば、ロシアの市場化の様相についてかなり正確な像をイメージすることができる。これに連邦制改革を論じる3章の指摘など本書の各部分を組み合わせていくことで、読み手としても

現代ロシア社会像をある程度構成することは可能である。しかし、それでもトータルな社会像を結ぶのはなかなか難しい。もし本書で、グローバル化した世界の中で置かれたロシアの位置、国内の社会構造などに関するトータルなロシア社会論が提示されたならば、読者にとっても本書の叙述の相互関係をより深く理解でき、また本書の成果を他の諸国と比較する上でも、より精緻な検討が可能になるのではないだろうか。本書の役割がロシア法の概説書であること、ロシア社会が未だ流動的で「対象の成熟」には至っていないこと、ロシア社会論の検討は社会科学全般に課せられた課題であること等々を勘案すれば、評者の要求が過大なものであることは重々承知しているが、「現代ロシア法」を問題とするにあたっては、常に「現代ロシア」とは何なのかを、問い続けなければならないのではないと思われる。

また、社会像を取り上げた関係上、本書が前提とする体制転換認識についても触れておきたい。この点での本書全体のモチーフは、「行政的・命令的システムからの離脱」として体制転換を理解する視座と親和的ではないと思われる。他方、近年藤田勇氏によって提起されたソビエト社会の「第二政治」、「第二経済」への着目という視点<sup>(4)</sup>は、本書においては必ずしも取り上げられなかった<sup>(5)</sup>。この藤田氏の指摘は、ペレストロイカの時点での行政的・命令的システムの存在を疑問視するものであり、本書の認識とは鋭い緊張関係に立つ。例えば、藤田氏の問題提起は、体制転換の主体をも問題とするが、本書の命令的システムの克服という視角自体は、体制転換を主導した主体を必ずしも明示するものではない。これに対し、ソ連市民を挙げることも可能だろうが、その場合には、ソ連からロシアへの転換期において、市民の運動の高揚が見られたわけではないとする主張への応答が必要となろう<sup>(6)</sup>。このように両者の認識の相違は、現代ロシア社会像の理解にも直結する問題を孕んでおり、藤田氏の問題提起との対話は、体制転換認識やひいては現代ロシア認識の発展にとって重要な契機となることが期待できる。この点での考察は、本書では十分に展開されなかったが、今後の対話の発展により、体制転換論の一層の深化がみられることを期待したい。

また、評者としては言及の欲しかった点についても一点だけ触れておきたい。それは、現在の有り様を含むロシア法学史の評価・検討である。本書の主たる対象は、現代ロシア法制の検討であり、そうした法現象をめぐるロシアの法学者の対応にまで言及を求めるのは不当かもしれないし、本書は、ロシアの文献から汲み取られた成果をもとにしているため、本書の打ち出す一定の視角は、間接的であれロシア法学の実像を伝えるものだとも言える。しかし、法現象のトータルな把握にあたり、その国の法制度の有り様と法律学者の相互作用という問題、従ってその国の法学の有り様を、独自の問題として提示することは、その国の法理解にとって意味のあることではないだろうか。例えば、現在のロシア憲法学の動向につき、93年憲法の研究の多くがその成立史の検討を欠いているとの批判がある憲法学者から出されているが<sup>(7)</sup>、この問題提起は、それなりにロシアにおける立憲主義の現状を反映し、ひいてはロシア憲法体制の理解の手がかりにもなるように思われる。このことは、狭い例にすぎないが、憲法に限らず彼の地の学のあり方を知ることには、ロシア法の状況をよりよく知る上で極めて有用であろう。仮に本書に簡単であれ歴史的な視点からのロシア法学のスケッチがあったならば、読者をしてより複合的な視点から現代ロシア法に近づくことを可能にするとともに、ロシア法の魅力も新たな角度から伝えることが出来たよう

に思われる。

4 以上、紙幅の関係もあり、本書全体に関わる点につき意見を述べさせていただいた。概説書としての本書の性格からして、個々の論点に分け入らなければ本書を正面から受け止めたことにはならず、また評者の指摘に的はずれな部分も多かったのではないかと恐れるところである。ただ、本書の刊行がロシア法研究の新たな到達を示す里程標となり、必ずしも広いとは言えないロシア法への門が大きく開かれたことは間違いないだろう。本書が広く読まれるとともに、ロシア法研究を一層押し進める契機となることを期待したい。

(東京大学出版会、2003年9月刊、A5判、本文344頁、本体定価5,400円)

注

- (1) 比較法研究29号(1968)における五十嵐清、大木雅夫、影山日出弥の報告を参照。
- (2) 同節が提示した視角は、政治学における加藤哲郎氏の「窮極の政党＝ソ連共産党論」とも通底するものを感じさせる。加藤哲郎『「窮極の政党」への実験のあとで』世界2月号(1992)〔ソ連崩壊と社会主義(花伝社、1992)所収〕参照。
- (3) 一定の社会像を提示しても、それを多様な角度から検討することは可能であるから、「視角の多様性」と「一定の社会像の提示」は矛盾するものではないが、方法の拡散は、対象の総体的な把握を難しくする側面も持っているのではないかと思われる。
- (4) 藤田勇「所有制改革と体制転換」、藤田勇、杉浦一孝編『体制転換期ロシアの法改革』(法律文化社、1998)。
- (5) 但し、本書の執筆者がこの問題を回避しているわけではない。例えば、森下敏男氏は、この点に積極的に回答を与えている。森下敏男「社会主義と自由・民主主義—藤田勇著『自由・平等と社会主義』批判—」社会体制と法 創刊号(2000)73-75頁。
- (6) 例えば、ハフは、91年8月のクーデタの際に、ロシア議会ビルの前に集まった群衆の数は多いとは言えず、91年12月にクレムリンの旗がロシア国旗に入れ替わった際も、赤の広場は「不気味な静寂さ」に包まれていたと指摘する。JERRY F. HOUGH, DEMOCRATIZATION AND REVOLUTION IN THE USSR 12-13 (Brookings Institution Pr., 1997)。「民主ロシア」と民衆の乖離を指摘するものとしては、コッツ、ウィア(角田安正訳)『上からの革命』(評論社、2000)第7章参照。
- (7) См. Лукьянова Е.А. Российская государственность и конституционное законодательство в России (1917 - 1993), М., 2000, стр.149; Лукьянова Е. А. Значение конституции СССР 1977 г. в развитии источников российского государственного права // Государство и право, 2001, № 4.